

大学院認定留学に関する内規

(趣旨)

第1条 この内規は、昭和女子大学大学院学則第14条及び昭和女子大学専門職大学院学則第13条に基づき、昭和女子大学大学院（以下「本学」という）学生の認定留学に関し、必要な事項を定める。

(認定留学の定義)

第2条 この内規における認定留学とは、研修期間の在籍を休学とせず、本学の修業年限に算入する海外における留学とする。

(認定留学の期間)

第3条 認定留学の期間は、1期又は2期とする。

(認定留学の対象機関・団体)

第4条 認定留学の対象となる機関・団体は、当該国の教育制度における大学院または当該大学の付置研究所に相当する教育研究機関（以下「留学先大学院」という）とし、本学の交流協定締結校及びグローバル推進委員会が推薦し学長が認めた教育機関・団体とする。

(認定留学生の資格)

第5条 認定留学を志望する者は、心身共に健康で明確な目的を持ち、かつ、「留学先大学院」が指定する要件を充たさなければならない。

2 長期履修学生の認定留学は、これを認めない。

(認定留学申請手続)

第6条 認定留学を志望する者は、留学前に次の書類を専攻からグローバル推進委員会を経由し、学長に提出しなければならない。

- (1) 認定留学願（本学所定用紙）
- (2) 留学中の研究計画
- (3) その他グローバル推進委員会が必要とする書類

(選考方法)

第7条 認定留学生の選考は、専攻の推薦に基づきグローバル推進委員会が行う。

2 留学者の選考方法は、面接及び書類審査とする。ただし、必要に応じ、筆記試験を課すこともある。

(認定留学の許可)

第8条 認定留学の許可は、グローバル推進委員会の選考結果に基づき、研究科教授会及び大学院委員会の議を経て、学長が行う。ただし、留学の目的は学位のための研究に限るものとし、「留学先大学院」において教員の指導が見込まれる場合に限る。

(認定留学の変更)

第9条 やむを得ない事情で認定留学の内容の変更を希望する者は、すみやかに認定留学変更願を学長に提出しなければならない。

2 前項の認定留学変更願は、認定留学期間延長願、認定留学中止・中断願の2種にわけるとする。

3 認定留学変更の許可は、グローバル推進委員会で審査の上、研究科教授会及び大学院委員会の議を経て、学長が行う。ただし、認定留学の中止または中断が許可された場合は、当該学生の認定留学は取り消されるものとする。

(認定留学修了手続)

第10条 認定留学を修了した者は、すみやかに、次の書類を専攻及びグローバル推進委員会を
經由し、学長に提出しなければならない。

- (1) 認定留学修了届
- (2) 単位認定願
- (3) 「留学先大学院」が発行する履修科目の成績証明書又はこれに準ずるもの（成績評価
基準を示す文書を含む）
- (4) その他グローバル推進委員会が必要とする書類

(修得単位の認定)

第11条 認定留学期間中に修得した授業科目の単位は、研究科教授会及び大学院委員の議を経
て、学長が、本学において修得したものとして認定する。

- 2 認定する単位は、留学期間にかかわらず10単位を上限とする。ただし、認定可能な単位は
「留学先大学院」で修得したものに限るものとする。

(認定留学許可の取消)

第12条 認定留学中の者が次の各号のいずれかに該当する場合は、専攻及びグローバル推進委
員会の報告に基づき研究科教授会及び大学院委員会の議を経て、学長が認定留学の身分を取
り消す。また、学則に基づき処分することもある。

- (1) 許可なく留学を中止または中断した時
 - (2) 留学中に学生の本分に反したとき
 - (3) その他学長が認定留学の身分を取り消す必要があると判断したとき
- 2 取り消しとなった場合の処置については、専攻の提案に基づき、グローバル推進委員会で審
査の上、研究科教授会及び大学院委員会の議を経て、学長の承認を得るものとする。

(認定留学中に関わる学納金の取り扱い)

第13条 認定留学中の本学の学納金の金額および納入期限は別に定める。

- 2 本内規第9条第3項及び第12条に基づき認定留学が取り消しとなった学生は、免除されていた
学納金を、指定された納入期限までに納付するものとする。

(内規の改廃)

第14条 この内規の改廃は、学長の承認を得るものとする。

附 則 この内規は、平成24年4月1日から施行する。

この内規は、平成29年6月29日に改定し、平成29年4月1日に遡って施行する。

[組織変更に伴う委員会名等の変更]

この内規は、2023年4月27日に改定し、2023年4月1日に遡って施行する。 [専門職大
学の発足に伴う内規趣旨の改定]